

議案第 90 号

前橋市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について

平成 30 年 9 月 4 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

前橋市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年前橋市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項第 4 号ア中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年前橋市条例第 41 号）第 238 条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（前橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 24 年前橋市条例第 46 号）第 226 条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護）」を「指定特定施設入居者生活介護（前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年前橋市条例第 41 号）第 217 条第 1 項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（前橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年前橋市条例第 42 号）第 130 条第 1 項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（前橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 24 年前橋市条例第 46 号）第 203 条第 1 項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護）」に改め、同条第 4 項中「第 2 項」の次に「、第 7 項」を加え、同条第 6 項中「以外の」の次に「養護老人ホーム、」を加え、同条第 7 項ただし書中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム（以下「外部サービス利用型養護老人ホー

ム」という。)」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に、「できる」を「でき、第1項第3号イの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上とする」に改め、同条第8項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改め、同条第10項ただし書中「サテライト型養護老人ホーム」の次に「又は指定特定施設入居者生活介護（前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第238条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（前橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第226条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホーム」を加え、同条第12項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

第23条第3項中「前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであつて、第13条第1項第3号の規定に基づく生活相談員を置いていない場合」に改める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。